

宮代町Web口座振替受付サービス導入業務 委託業務仕様書

本仕様書は、宮代町が徴収する公金を納付するため実施している口座振替の申込手続をインターネット上でも可能とするサービス（以下、「Web口座振替受付サービス」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

宮代町Web口座振替受付サービス導入業務

2 目的

本町の公金収納について、スマートフォン等を利用してインターネット上で口座振替の手続きを可能とすることで、町民等の利便性を向上させるとともに、口座振替の推進を行うことを目的として本業務を実施する。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約を締結した日から令和7年9月30日までとする。

サービスの運用開始は令和7年10月1日からとする。

4 業務内容

- (1) 受注者は、口座振替の申込者がインターネット上で口座振替を申込むにあたり、利用規約の表示、税目・金融機関の選択、納付者情報の入力、受付結果の表示といった申込から登録までの一連の作業を完了させる機能を準備する。
- (2) 受託者は、Web口座振替受付サービスにより口座振替等の申込みがあった際、金融機関が指定するネット口座振替受付GWサービスへの接続を行った上で、対象金融機関に申込者の口座情報の照会及び登録依頼（以下、「照会等」という。）を行う。
- (3) 受託者は、対象金融機関への口座情報の照会等が終了した後、申込者に対して口座振替等登録結果をメールにより通知する。
- (4) 受託者は、対象金融機関への口座情報の照会等が終了した後、口座振替等受付結果の一覧表(CSVファイル)及び登録結果1件ごとの帳票(PDFファイル等)を作成し、翌日までに本町に還元する。

5 サービスを実施する上での留意点

- (1) 対応するチャネル
パソコン、スマートフォン、タブレット端末等
- (2) 対応予定金融機関
埼玉りそな銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、南彩農業協同組合、ゆうちょ銀行

※上記金融機関とは、本町が別途契約を締結する。

(3) サービス利用者

対応金融機関において、預貯金口座を有し、キャッシュカードを保有している個人

(4) サービス提供日時

原則 24 時間 365 日とする。

※金融機関及びWeb口座振替受付サービスのシステムメンテナンス等の場合を除く

(5) 取扱対象科目

町県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学童保育料

(6) 入力画面

ア 取扱対象科目ごとに作成し、町ホームページより希望の取扱対象科目を選択し、科目ごとに入力項目の制御ができること。

イ 入力項目及び入力方法（選択式又は直接入力式）及び入力項目順序、還元項目、表示内容等については、本町と受託者が協議の上、決定する。

(7) 本町への登録結果の還元方法

受託者は、本町へ口座振替登録結果をLGWANを使用して送付する。

(8) 情報セキュリティ対策

ア 受託者は、サービスの品質やセキュリティ関係についての外部の認証を取得するなど個人情報取り扱いについて適切な保護措置を講じているとともに、取り扱う情報の適切な保護対策を実施するための指針を定めていること。

イ 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）が認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。

ウ 受託者は、JIPDEC からプライバシーマーク（Pマーク）の使用許諾を受けていること。

エ 受託者は、金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準（公益財団法人金融情報システムセンター）に則り、立ち入り制限するなどの対策を施すとともに、侵入防止システムを導入し、外部からの不正なアクセスを24時間監視するなど強固なセキュリティを保つこと。

(9) その他

サービス運用開始から令和8年3月31日までに100件程度の申し込みを見込む。

6 契約金額の支払方法

(1) 受託者は、サービス実装後直ちに完了報告書を提出して、本町の検査を受けることとする。

(2) 受託者は、上記（1）において、本町の検査に合格した後、サービス導入費用（初期費用）に係る料金を本町が指定する方法により請求するものとする。

7 仕様書と利用規約等の位置付け

Web口座振替受付サービス利用に当たり、受託者が別に定める利用規約等と本仕様書の仕様が異なるときは、本仕様書の規定が利用規約等に優先して適用されるものとする。

8 システムに関する著作権等の取扱い

- (1) サービス導入に係り構築されたシステムに関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、受託者から委託者へ当該契約に係る委託料が完済されたときに、受託者から委託者へ移転する。なお、係る受託者から委託者への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。
- (2) 受託者は、委託者及び委託者が指定する者に対し、当該システムの著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、当該システムが第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- (4) 当該システムに関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処し、解決するものとする。

9 その他

- (1) 委託者は、還元専用サイト又は電話、メール等により、最低 30 日間は口座振替情報登録の確認を行うことができることとする。
- (2) 受託者は、委託者からの問合せに対し、電話又はメール等にて土、日、祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までに回答することとする。
- (3) 受託者は、システム上で確認できる申込者向けの操作説明等を用意することとする。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項、疑義を生じた事項又は本仕様書の変更は、委託者と受託者による協議の上、処理するものとする。